

# 講演：「プレジャーボートの航行規制」 — 東京都水上安全条例の制定 — (第76回月例会)

## ■講演概要等

東京都では、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を見据え、平成 28 年に「水上の安全に関する有識者懇談会」を設置し、東京の水上の安全を確保するための諸対策について、幅広い視点からの意見を求め、「水上の安全に関する提言書」が取りまとめられ、平成 30 年 3 月 30 日に「東京都水上安全条例」を公布（同年 7 月 1 日施行）しています。

講演では、「水上の安全に関する有識者懇談会」に委員として参画された、海上保安大学校名誉教授松本宏之氏から、「東京都水上安全条例」について、その制定過程を含めて講演していただくこととしております。

## ■講師

講師 海上保安大学校名誉教授  
松本 宏之（まつもと ひろゆき）氏

## ■開催日時

令和 2 年 10 月 27 日（火） 15:00～16:30頃まで

## ■開催場所

神戸市勤労会館 2階 多目的ホール  
神戸市中央区雲井通 5 丁目 1-2 電話 078 (232) 1881



## ■主催

公益社団法人 神戸海難防止研究会（担当：渡川又は藤原）  
電話 078 (332) 2035

**入場無料（定員40名）**

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大防止対策といたしましてマスクの御着用をお願いいたします。